

議案第147号

宝塚市道路の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

資料1 条例改正の概要

1 条例の概要

道路法に基づき、市道の構造基準は、政令で定める基準（道路構造令）を参酌して条例で定めることとなっているため、宝塚市道路の構造の技術的基準を定める条例（以下「市道路構造基準条例」という。）を定めている。

2 改正の理由

道路法の一部改正に伴い、道路構造令が改正されたことにより、これらに基づき市道路構造基準条例について所要の整備を行うため。

3 改正の概要

改正により以下2点を規定する。

1) 歩行者利便増進道路

新たに法で歩行者利便増進道路が規定されたため、歩行者利便増進道路の構造基準について、市道路構造基準条例で定める。具体としては、(i)歩行者の滞留スペースを設けること、(ii)歩行者利便増進施設等の設置場所を確保すること、(iii)高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に規定する道路移動等円滑化基準（宝塚市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例）に適合することを規定する。

2) 自動運行補助施設

法の道路附属物に自動運行補助施設が追加されたため、交通事故の防止を図るため必要がある場合に道路に設ける施設として、市道路構造基準条例第32条（交通安全施設）に自動運行補助施設を追加する。

4 道路法の改正概要と改正する市条例の関係

別紙1 法改正概要と改正する市条例の関係説明資料 のとおり。